2010年 秋号 市政スポット

事業仕分け

市の事業仕分けに反対・批判相次ぐ
―安易、パフォーマンスなど厳しい意見―

札幌市は九月下旬、六月に実施した八十九事業の事業仕分け結果に関する市民意見をまとめました。千四百二人から千六百三十八件の意見が寄せられましたが、仕分け結果に反対が千三百七十二件と全体の八四％を占めました。

事業仕分けでは八十九事業のうち十六事業を「不要」、十七事業を「廃止を含む見直し」、四十一事業を「見直し」などと判断していました。これに対し寄せられた市民意見では、札幌地区防犯協会連合会補助金の「廃止を含む見直し」については七十三件のうち七十一件、老人クラブ活動費補助金の「見直し」については百二十二件のうち百九件がそれぞれ反対しています。

また、事業仕分けについても厳しい声が上がっています。「仕分け対象事業に対する仕分け人の知識が不足している」「少数の仕分け人が短時間の議論で判定を下すことは、軽率かつ安易で、便宜的で危険性がある。これまで予算を管理してきた側の責任も問われることがない点に疑問も感じる」「本当に市民目線、市民感覚なのか、非常に疑問だ」「今回の仕分けは、パフォーマンスではないか。市は事業仕分けという方法で、多くの事業を切り捨てようとしている」などです。

市民に責任を転嫁しようとする上田市長の手法は大いに疑問です。目先のことだけで判断せず、将来の札幌を脳裏に浮かべながら決断することこそ、市民が政治に携わる者に対して求めている姿勢ではないでしょうか。

▲廃止反対署名が12,000人を軽く超えた「札幌市保養センター駒岡（南区）」

小規模グループホーム

市内15施設でスプリンラーを設置
―厚生労働省が小規模施設にも補助―

今年三月、札幌市北区の高齢者向けグループホームで火災が発生し、入居者7人が死亡しました。札幌市の調査によると、こうしたいたましい火災の再発を防止するために、市内の小規模認知グループホーム全三十九施設のうち、十五施設で今年度中にスプリンラーを設置することになりました。

▲予算委員会で様々な質問を展開

これは厚生労働省が小規模施設にも補助を拡大することを決めたためです。これまで対象外だった延べ床面積二百七十五平方m未満の小規模施設は、一平方m当たり九千円の補助が受けられます。早いところでは十一月上旬から設置工事が始まる見込みです。

また、道が四月に行った道内の全ての認知症高齢者グループホーム八百一事業所を対象にした調査では、二百七十五平方m未満の小規模施設九十五事業所のうちスプリンクラーを設置していなかったのは九十三事業所でした。

故人のご冥福を改めてお祈りするとともに、惨事を再び繰り返すことのないように、政治や行政は万全を尽くさねばならないと、改めて決意しました。

ごみ焼却場

篠路清掃工場を来年3月で廃止
―延命化に多額の経費投入はムダ遣い―

札幌市は家庭ごみを焼却する北区の篠路清掃工場を来年三月で廃止します。ごみの有料化により焼却するごみの量が減り、市内三工場で処理できる見通しになったためです。

篠路清掃工場は市内の清掃工場では最も古く、昭和五十五年に建設され、平成二十九年に建て替えを計画していました。市によると、家庭ごみの回収を有料化した昨年七月から一年間で家庭ごみは三八％減り、このうち焼却ごみは三四％減少しています。同工場に併設されている破砕工場と資源化工場は当面運転が継続されることになっています。

▲来年3月に廃止となる「篠路清掃工場」

しかし、既に休止している篠路清掃工場の延命化に多額の経費を費やしたことは、ムダ遣いの何物でもありません。雑がみ選別ライン整備の見直しについても、雑がみ分別の徹底を図る追加改善策を速やかに実施し、主要古紙の製紙減量化を推進すべきです。

自転車摘発

自転車利用者の交通違反が急増。
―札幌市は苦情増加で利用計画を策定―

交通切符（赤切符）を交付された自転車利用者が急増しています。道警のまとめでは、八月末までに全道で三十三件に上り、過去最高だった昨年を上回るペース。札幌市への苦情も増加しています。

三十三件の内訳は、信号無視二十六件、遮断機の下りた踏切進入三件、一時不停止二件。年代別では二十～三十代が二十二件で最も多くなっています。札幌の例では、警察官の目の前で信号無視したり、真っ直ぐに歩けないほどの泥酔状態で運転していた利用者もいました。

▲街頭で市政報告

札幌市への苦情も多くなっています。五年前から増え始め、平成二十二年度は五十八件にもなりました。こうしたことから、市では四月に初めて自転車利用に関する総合計画の策定を決め、今年度中にまとめることにしました。

道警は悪質な違反の取り締まりを強化していますが、罰則に関する認知度は低いのが実情です。酒酔い運転五年以下の懲役または百万円以下の罰金、信号無視は三カ月以下の懲役または五万円以下の罰金です。

歩道をわが物顔で走行し、歩行者に危機感を覚えさせるなど、自転車利用者のマナーの悪さを感じています。道路交通法では自転車は「軽車両」として扱われ、車道の左側を走ることが原則です。夜間無灯火や携帯電話を利用しながらの走行も違反です。